

マイナンバーカードは 暮らしをもっと便利にします！

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類や健康保険証としての利用など、日常生活の中で利用できるシーンがどんどん広がっておりますので、ぜひマイナンバーカードの取得をご検討ください。

マイナンバーカードでできること

●本人確認書類として使えます！

公的な顔写真付きの身分証明書として利用でき、マイナンバーの提示も行えます。

●証明書をコンビニで取得できます！

全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。

●健康保険証として利用できます！（マイナ保険証）

健康保険証に代わり「マイナ保険証」として利用することができます。

現行の健康保険証の受診に比べて医療費が節約でき、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除され、受診時・調剤時に情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や健康診断などの情報を、医師・薬剤師へスムーズに共有でき、データに基づくより良い医療が受けられるなどのメリットがあります。

※現行の健康保険証は、令和6年12月2日から新規発行及び再交付は行いません。

※鶴居村国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証については、現在お持ちの保険証に記載されている有効期限まで使用できます。

●マイナポータルで各種オンライン申請ができます！

転出届やパスポートのオンライン申請（今年度中は切替申請のみ）ができます。

マイナンバーカードの申請方法

●スマートフォンによる申請（交付申請書をお持ちの方）

スマートフォンで顔写真を撮影のうえ、交付申請書の右下にあるQRコードを読み取り、申請用ウェブサイトの手順に従って申請します。

●郵送による申請（交付申請書をお持ちの方）

交付申請書に必要事項を記入し、顔写真（6ヵ月以内に撮影されたもの、縦4.5cm×横3.5cm）を貼って、交付申請書送付時に同封されていた送付用封筒で郵送します。

※交付申請書をお持ちでない方は、お問い合わせください。

●役場住民生活課窓口での申請サポート（受付時間：平日 8:30～17:15）

申請者ご本人が、身分証明書をお持ちいただければ、住民生活課窓口で交付申請書を発行のうえ、顔写真を撮影いたします。

申請後、約3週間程度で役場からご自宅へ、交付通知書（はがき）をお送りします。

交付通知書（はがき）が届きましたら、必要書類をお持ちになり、役場住民生活課窓口でマイナンバーカードをお受け取りください。

【お問合せ先】鶴居村役場 住民生活課 窓口サービス係
TEL：0154-64-2113